



こどもが主役のまち
はっかいち

入園のしおり

廿日市市立保育園



もくじ

	保育理念 ・ 保育方針 ・ 保育目標	1
	園の基本情報	
	1. 保育時間	2
	2. 登園・降園のルールと連絡方法	4
	3. 健康管理・与薬・事故対応について	6
	4. 保育園における感染症の登園基準一覧表	7
	5. 給食	8
	6. 衣服・持ち物	9
	7. その他のご案内・お願い	12
	廿日市市立保育園一覧	16

クラス編成・認定区分

認定区分	3号認定			2号認定		
学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	ひよこ	あひる	りす	たんぼぼ	さくら	すみれ
		うさぎ	きりん	ひまわり	もも	ふじ

- ※ 4月1日現在の児童の満年齢により編成されます。
- ※ 各園の児童数により組名が2つになります。
- ※ 入園後、0歳から2歳までのお子さんについては、成長によってクラスの異動を相談することがあります。



保育理念

- 一人一人の子どもの人格を尊重し、安全で安心できる環境をつくり最善の利益を守る。
- 一人一人の子どもの発達に応じて、きめ細やかな保育をしていくよう創意工夫をし、自己実現を図る。
- 子育て支援の拠点として、家庭や地域との連携を図りながら、子育て家庭に対する支援等を行う。



保育方針

- 子どもが健康、安全で過ごせる環境をつくり、子どもの心をしっかり受けとめ、様々な活動や体験を通して豊かな心、意欲、主体性が育つように援助する。
- 一人一人の子どもの家庭環境、発達課題に配慮して、発達過程を尊重しながら保育をする。
- 保護者や地域、関係機関との連携を深め、子育ての様々な思いを受け止めながら、必要に応じて援助していく。



保育目標

- 基本的な生活習慣を身につけ、心身ともに健康な子ども
- 意欲をもち、主体的に行動する子ども
- 人や社会と関わり、仲間とともに育ちあえる子ども
- 自分の思いや考えを表現し、人の話を聞く子ども
- いろいろな活動や体験を通して、感性や表現力を育み、創造性豊かな子ども



1. 保育時間



開園時間

開園時間：7:30～19:00

保育の必要量に応じて、次の2区分があります。

認定区分	利用可能時間
保育短時間	8:30～16:30
保育標準時間	7:30～18:30

- 18:30以降は延長保育となります。
- 延長保育は、実施園に限り 19:00 まで利用可能です。



延長保育の利用について

保護者の就労状況や家庭の事情に応じて、通常の保育時間を超えてお子さまをお預かりする延長保育を実施しています。

- 対象児童 1歳児クラス以上
- 利用料 月額2,000円／日額200円（前日予約・空きがある場合）
- 申請 月額は前月10日まで。日額は利用日ごとに提出
- おやつ 月額利用児および前日までに許可された日額利用児に提供

18時30分以降のお迎えは、延長保育未利用の場合でも日額200円を請求します。



土曜日保育の利用について

標準・短時間認定に問わず原則として、正午までです。

両親とも仕事等で家庭保育が困難な場合、ご相談ください。



休園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）



災害時等における臨時休園について

市内保育園では、近年全国各地で発生している自然災害等への対応策として、集中豪雨や台風接近及び地震発生等の避難情報発令時における休園基準を設けています。

休園基準日については、気象別に各施設の立地環境で異なりますので、事前に確認してください。なお「大雨に伴う警戒レベル4」発生時に臨時休園を行う施設は、保育園一覧表に記載の通りです。



保育園での一日

(月曜日から金曜日)

時間	利用区分	0歳児クラス	1~2歳児クラス	3~5歳児クラス	
7:30	開始	早朝保育	早朝保育	早朝保育	
8:30	開始	授乳・おやつ 主活動 離乳食 お昼寝	おやつ 主活動	主活動	
10:30	保育短時間				保育標準時間
11:30					
12:00					
13:00					
15:00	おやつ 随時降園	おやつ 随時降園	おやつ 随時降園		
16:30	終了				
18:30	終了				
19:00	延長保育	なし	延長保育	延長保育	

※ 延長保育のご利用には申込みが必要です。別途費用がかかります。



主な年間行事

(保育園によって多少異なります。)

4月	入園・進級のつどい	10月	遠足、交通安全教室、運動会
5月	保育参観・懇談会、遠足	11月	焼き芋会
6月	カレー会	12月	発表会、クリスマス会
7月	平和のつどい、七夕会、プール開き	1月	新年の会
8月	夏まつり、プール納め	2月	保育参観・懇談会、豆まき
9月		3月	ひなまつり会、お別れ会、卒園式
毎月	誕生会、身体測定、避難訓練（火災、台風、地震、土砂災害、不審者などを想定して訓練を実施）		
年2回 (春・秋)	内科健診、歯科検診、フッ素塗布		

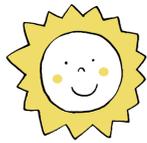
※ 年間行事の実施月については、保育園により異なる場合もあります。

※ この他にも園ごとに様々な行事があります。

※ 詳しい行事の日程や内容は、園便り等でお知らせします。

2. 登園・降園のルールと連絡方法

廿日市市公立保育園では、登降園管理システム「コードモン」を導入しています。送迎時は、所定の場所に設置されたQRカードリーダーで打刻を行ってください。



9

登園はできるだけ
9時までに登園してください。



- 9時30分の時点で登園・欠席・遅刻の確認が取れない場合は、園から連絡します。
- 送迎は保護者が責任を持って、必ず一緒に保育室までお越しください。

登園時

降園時

忘れず打刻をお願いします。

- ※出席確認の管理に必要です。毎回の打刻にご協力ください。
- ※打刻を忘れてしまった場合は、職員までお知らせください。



連絡帳について(コードモン)



朝 9時までに!

- 毎日の登降園時刻、お迎えの方の情報、連絡事項は、コードモンで入力・確認してください。
- 出張や外出などで勤務先を離れる場合も、緊急連絡が取れるようご配慮をお願いします。



遅刻・欠席



朝 9時までに!

- 当日の遅刻や欠席のご連絡は、朝9時までにコードモンでご連絡ください。
- 給食の準備に関わるため、時間厳守でのご協力をお願いいたします。
- やむを得ず電話で連絡される場合は、クラス名・児童名・理由をお伝えください。



登園の前に

- 毎朝、お子さんの体調をよく観察してから登園させてください。
- 早寝・早起き、朝食、排便など、生活リズムを整える習慣をつけましょう。
- 機嫌・食欲・便の様子などがいつもと異なる場合は、保育士にお知らせください。
- 症状によっては、受診やご家庭での静養をお願いすることがあります。
- 身体や衣服は清潔にし、爪は短く切っておきましょう。
- 病気でお休みされる場合は、病状をお知らせください。

いつもと違う”機嫌の悪さ”は子どもからのサインです



送迎について

- 送り迎えの時には必ず職員に声をかけてください。
- 原則として、送迎は保護者の方でお願いします。
- 送迎者または時間に変更になる場合は必ず連絡してください。
- 幼児の一人歩きは危険です。送迎時は事故のないよう十分お気をつけください。
- おもちゃ・お菓子など、保育に不要なものは持たせないでください。



駐車場

- 駐車場内では徐行し、周囲に十分注意して運転してください。
- 駐車スペースに限りがありますので、長時間の駐車は避け、譲り合ってご利用ください。
- 登降園時に渋滞が発生した場合は、速やかに車の移動をお願いします。
- 駐車中は必ずエンジンを切り、施錠をしてください。
- 駐車場内ではお子さんと必ず手をつなぎ、事故に注意してください。
- 周辺は生活道路です。近隣の方に配慮し、安全運転にご協力ください。

3. 健康管理・与薬・事故対応について

入園後しばらくの間は、心身ともに疲れやすくなります。十分な休息と睡眠をとれるよう、ご家庭での配慮をお願いします。



下痢や発熱

- 朝の受け入れ時に 38℃以上の発熱がある場合は、お預かりできません。
- 保育中に 37.5℃を超えた場合、または熱がなくても嘔吐・下痢・元気がない・食欲不振・機嫌が悪いなどの症状が見られるときは、保護者へ連絡します。状況により、お迎えをお願いすることがあります。
- 感染症については「保育園における感染症の登園基準一覧表」を参考にし、基準に従って登園してください。



薬について

保育園では、お子さんの安全を第一に考え、原則として与薬は行っていません（与薬は医療行為にあたります）。

主治医の診察時には、お子さんが保育園で過ごしていることをお伝えください。どうしても与薬が必要な場合は、以下の点にご協力ください。

- 与薬連絡票を必ず提出し、薬と一緒に袋に入れて保育士へ直接手渡しすること。
- 薬が変更になった場合は、その都度、新しい与薬連絡票を提出してください。

持参できる薬

- 医師が処方した薬のみお預かりします。
- 薬剤情報提供書がある場合は添付してください。

薬を預かる場合の約束

- お薬をお預かりするのは1日3回服用が必須の処方箋薬のみです。
- 薬は 1回分のみ（当日分のみ） 持参してください。水薬も同様です。
- お薬袋・容器には必ず記名をしてください。
- 与薬連絡票がない場合、または記入漏れがある場合は与薬できません。

与薬連絡票			
氏名			
年齢			
性別			
住所			
電話番号			
処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名
用法	用法	用法	用法
処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名
用法	用法	用法	用法
処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名
用法	用法	用法	用法
処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名	処方された薬剤名
用法	用法	用法	用法

「与薬依頼票」(見本)



ケガ・事故が起きたら

保育中にケガや事故が起きた場合は、保護者へ連絡します。状況により、お迎えをお願いすることがあります。保護者と連絡が取れない場合は、緊急連絡先へ連絡します。

保育園では事故防止に努めていますが、集団生活の中では思わぬ事故が起こることがあります。ご理解をお願いします。

災害共済給付制度について

廿日市市では、保育中の事故に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に全園児が加入します。

4. 保育園における感染症の登園基準一覧表

医師による「登園許可証」が 必要 な感染症	
・ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・ はしか（麻疹）	解熱後3日を過ぎるまで
・ おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
・ 風疹	発疹が消失するまで
・ 水ぼうそう（水痘）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで
・ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後、2日を経過するまで
・ 流行性角結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
・ 急性出血性結膜炎	症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

医師による「登園許可証」が 必要でない 感染症	
・ インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱後3日を経過するまで
・ 新型コロナウイルス感染症	発症後最低5日間かつ症状軽快後1日を経過するまで
・ その他の感染症 （医師が登園しても差し支えないと認められた時は、登園が可能です）	（例示） 溶連菌感染症 ・ ヘルパンギーナ ・ 手足口病 ・ りんご病（伝染性紅斑） ・ 感染性胃腸炎 ・ ノロウイルス ・ ロタウイルス ・ 気管支炎、肺炎（マイコプラズマ、RS感染症など） ・ 突発性発疹 ・ ヘルペス性歯肉口内炎 ・ とびひ（伝染性膿痂疹、皮膚化膿症） ・ 水いぼ（伝染性軟属腫）

- ・ 上記以外にも各種伝染性疾患があります。医師に受診（相談）していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。
- ・ 感染症の場合、他にうつる心配がなくなるまで登園停止になります。
- ・ 治癒しても子どもの健康状態を十分に観察して、集団生活に耐えられることを目安にしてください。

たくさんのお子さんとの集団生活では、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種で防げる病気がたくさんありますので、積極的に予防接種を受けることでお子さんの健康に役立ててください。



嘱託医について

各公立保育園では、園児の健康管理を適切に行うため嘱託医を配置しています。健康診断の実施や体調・感染症に関する助言など、専門的な支援を受けています。嘱託医の詳細は園内掲示をご覧ください。職員へおたずねください。

5. 給食

園内給食室において給食担当職員が調理した給食を提供します。

● 用意する物（3歳児クラス以上）

幼児組では給食に主食がありませんので、毎日ご家庭で主食をご用意ください。



弁当箱

- お子さんが扱いやすいものにしましょう
- タッパー型のシンプルなもの



はし・はし箱

- スライド式で、はしのみが入るタイプをご用意ください。



コップ

- お茶用に使います。
- 壊れにくいものにしてください。



弁当袋

- 弁当袋は、弁当箱・はし箱・コップがゆとりをもって入る大きさのものをご用意ください。
- お子さんが自分で出し入れしやすいよう、口が広く、きつすぎない形が適しています。
- 洗い替えもご準備いただき、毎日洗って清潔に保つようご協力をお願いします。

注意事項

- ご飯の場合は、冷ましてからふたをして持たせてください。
- 炊き込みご飯などは傷みやすいため、白いご飯がおすすめです。
- パンを持参する場合は、食パンまたはロールパンをお弁当箱に入れてください。
- スプーンやフォークが必要な場合は、園でご用意します。

● 食事提供内容

クラス	主食 (ごはん等)	副食 (おかず)	おやつ (午前)	おやつ (午後)
乳児クラス (0～2歳児クラス)	●	●	●	●
幼児クラス (3～5歳児クラス)	持参	●	—	●

- 毎月、献立予定表を配信しますので参考にしてください。
- 保育園で提供する食材については、ご家庭であらかじめ食べておいてください。
- 家庭においても、バランスのとれた食事になるように心がけましょう。
- 行事などで弁当が必要になる日、又は主食の必要でない日（3歳クラス以上のみ）があります。事前に園だよりなどでお知らせします。
- 年始は、調理施設の一斉点検や食材納品の都合により給食がありませんので、副食（おかず）付き弁当を持参してください。
- 離乳食について
 - 0歳児についての離乳食は、月齢に応じた献立を実施します。
 - 離乳食の完了期は乳児クラスと同じ給食です。

● 食事提供内容

- アレルギーの対応が必要な場合は、アレルギー対応食依頼書及び廿日市市立保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）を提出してください。1年に1度、更新をお願いします。
- 毎月の献立表を事前に確認していただき、チェック表を保育園に提出してください。（詳細については直接ご説明します。）

6. 衣服・持ち物



服装・持ち物について

- 服装は一人で着脱できるもので、安全で活動しやすく、汚れても良いものにしてください。
- 衣類及び持ち物には、すべて名前を記入してください。
- 布製の物への名前シールは取れやすいのでなるべく直接書いてください。
- 汚れた衣服は持ち帰りますので、翌日には必ず補充してください。特に下着の補充を忘れないようにお願いします。
- 園児服の着脱（ボタンの留め外し）・かばんや袋からの物の出し入れ・箸箱の使い方など一人で出来るようにしておいてください。
- 園児服・帽子・紺半ズボンなどは全員同じものを使用しますので、目印になる小さなワンポイントやタグを一つ付けておくと、自分の持ち物が分かりやすくなります。



準備物について



● 保育園で購入できるもの

カラー帽子
(全学年)



園児服
(3～5歳児クラス)



紺半ズボン
(3～5歳児クラス)



- クラスでカラー帽子の色が違います。
- 日よけ部分にも名前を記入してください。

● 各家庭で準備するもの

3・4・5歳児クラス

通園カバン



絵本袋



水筒
(ひも付き)

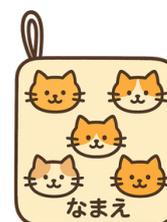


3・4・5歳児クラス

上履き
上履き入れ



手拭きタオル
(ひも付き)



お昼寝用寝具



● 園児の持ち物について

● 0歳児クラス



毎日の持ち物

- 大きめの手提げバッグ 1個
- 食事用エプロン  3枚
- 使用済みエプロン入れ袋 1袋
- 補充用の衣類・ビニール袋 必要な分だけ
- 補充用のおむつ 必要な分だけ
※おむつ定額サービスをご利用の方は不要です。

週末持ち帰るもの

- お昼寝用寝具
- カラー帽子

新年度にクラスに提出するもの

- タオル（未使用） 3枚
- おしぼりタオル（未使用） 4枚
- ティッシュペーパー（未使用） 3箱
- バスタオル（未使用） 1枚

※クラス用として使用します。無記名でお持ちください。提出するときは名前を書いた袋にまとめて入れてください。

保育園に置いておくものは、いつも左記の枚数があるように、常に補充をしてください。

保育園に置いておくもの

- 上下着替え（下着・肌着・靴下） 3組
- 汚れ物入れ用ビニール袋 必要なだけ
- よだれかけ 必要なだけ
- おむつ（布または紙^{※1}） 10～15枚
- おしり拭き^{※1} 1パック

※1 おむつ定額サービスご利用可 P12参照

● 1・2歳児クラス

園児の持ち物について



毎日の持ち物

- 大きめの手提げバッグ 1個
- 食事用エプロン 3枚
- 使用済みエプロン入れ袋 1袋
- 補充用の衣類・ビニール袋 必要な分だけ
- 補充用のおむつ 必要な分だけ
※おむつ定額サービスをご利用の方は不要です

週末持ち帰るもの

- お昼寝用寝具
- カラー帽子

新年度にクラスに提出するもの

- タオル（未使用） 2枚
- おしぼりタオル（未使用） 4枚
- ティッシュペーパー（未使用） 3箱

※クラス用として使用します。無記名でお持ちください。提出するときは名前を書いた袋にまとめて入れてください。

保育園に置いておくものは、いつも左記の枚数があるように、常に補充をしてください。

保育園においておくもの

- 上下着替え（下着・肌着・靴下） 3組
- 汚れ物入れ用ビニール袋 必要なだけ
- よだれかけ 必要なだけ
- おむつ（布または紙^{※1}） 10～15枚
- おしり拭き^{※1} 1パック

※1 おむつ定額サービスご利用可 P12参照



3・4・5歳児クラス 園児の持ち物について



毎日の持ち物

- 通園バッグ・カラー帽子 1個
- 園児服（季節により調節） 1着
- 手拭きタオル（ひも付き） 1枚
- 補充用の衣類・ビニール袋 必要な分だけ

保育園においておくもの

- 上下着替え（下着・肌着・靴下） 3組
- 汚れ物入れ用ビニール袋 必要なだけ
- 絵本袋

週末持ち帰るもの

- お昼寝用寝具
- 上靴・上靴袋

新年度にクラスに提出するもの

- タオル（未使用） 1枚
- おしぼりタオル（未使用） 2枚
- ティッシュペーパー（未使用） 3箱

※クラス用として使用します。無記名でお持ちください。
提出するときは名前を書いた袋にまとめて入れてください。

保育園に置いておくものは、いつも上記の枚数があるように、常に補充をしてください。



お昼寝用寝具について

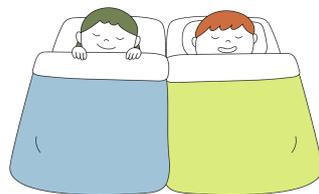
※園によって使用する寝具が異なります。

- 毎週、金曜日または土曜日にお持ち帰りいただき、日光消毒やシーツの洗濯を行い、週明けにお持ちください。

布団でお昼寝をしている園

お昼寝布団セットをご準備ください

- 敷布団
- 掛け布団
- シーツ
- 布団袋



※名前は、わかりやすい場所に大きく記入してください

コット（簡易ベッド）を使用している園

コット用寝具セットをご準備ください。

- コット専用シーツ
- 掛け布団（タオルケット等）



市立保育園では、今後お昼寝用簡易ベッド（コット）への移行を予定しています。現在、導入時期について調整を進めており、令和8年度以降のいずれかの時期に開始する見込みです。

年度途中からの導入となる可能性もありますのでご了承ください。

そのため、令和8年度は従来どおりお昼寝布団セットのご準備をお願いいたします。導入時期が確定しましたら、あらためてご案内いたします。

7. その他のご案内・お願い



コドモン・連絡アプリについて

- お子様の様子や大切な連絡事項をやり取りするために当園では保育園業務支援システム「コドモンサービス」が運営する連絡アプリを活用しています。
- このアプリを活用してお知らせの確認、遅刻欠席の連絡などに利用するほか、非常災害対策への備えとしています。
- 「入園のしおり」「災害時等における保育施設の臨時休園について」などもこのアプリ上でご確認いただけます。
- 園での生活に必要な様式を PDF でダウンロードできます。提出の際はプリントアウトし、必要事項を記入の上、担任にお渡しください。
- スマートフォンやタブレット、パソコンからご利用いただけます。ご不明の点は保育士又は事務所までお問い合わせください。
- お知らせやアンケートなどはメールでも内容が表示されます。かならず内容をご確認ください。
- 園児の連絡事項、お知らせ等の確認のため、保育士が保育中にPC、タブレット、スマートフォンを操作することがあります。ご了承ください。



おむつ定額サービスについて

- 園ではこまめにおむつ交換をします。園で使用するおむつは、おむつ定額サービス「にっこ登園」をご利用いただけます。
- 保護者は毎月定額の利用料を支払うことでおむつとおしり拭きが直接保育園に届くため、おむつの名前記入やおむつを持ってくる手間がなくなります。
- 使用済みおむつは園で処分をします。



連絡・相談について

- 園だよりは配信しますので、必ずご確認ください。
- 保育時間中の保育士の呼び出しはご遠慮ください。
- 住所・勤務先・連絡先の変更は速やかにお知らせください。
- ご意見・ご相談は担任または園長・副園長へお伝えください。



個人情報の取り扱い

保育園では、園児および保護者の皆様の個人情報を大切に扱い、適切に保護することを基本方針としています。入園時には、個人情報の取り扱いに関する同意書をご提出いただき、その内容に基づいて保育活動を進めています。以下は、園内での具体的な取り扱いについてのご案内です。

1. 園内で掲載する主な内容
 - ・ 保育活動や行事の写真・絵画・工作物への児童名
 - ・ 園だより・クラスだよりへの児童名・クラスの班編成名簿・当番表等
2. 保護者の承認が必要となるもの
 - ・ 写真の園外掲示
 - ・ 市広報誌や報道機関による取材・掲載
3. 園内での撮影について
 - ・ 保育園内でのビデオ・写真撮影は原則禁止です
(※運動会・発表会・卒園式のみ撮影可)
4. 撮影した写真・動画の取り扱い
 - ・ 上記行事で撮影した写真や動画は、SNSやインターネット上への投稿はご遠慮ください。
5. サービス提供記録の開示
 - ・ 保護者の方から開示を求められた場合は、適切に対応します。



苦情申出窓口について

保育園では、保育の質向上のため、「保育所における苦情解決制度」に基づき、苦情申出窓口を設置しています。保育内容や園での生活に関するご意見・ご要望がありましたら、お気軽にお申し出ください。

■ 苦情解決の体制

苦情解決責任者：各保育園長

苦情受付：各保育園職員

第三者委員：各園に設置（中立・公平な立場で関与します）

■ 苦情解決の流れ

1. 受付

電話・FAX・職員への申し出で受け付けます。

2. 内容の確認

受付担当者が責任者・関係職員へ共有し、必要に応じて第三者委員へ報告します
(※申出人が希望しない場合を除きます)。

3. 話し合いによる解決

責任者が申出人と話し合い、解決に努めます。

必要に応じて第三者委員の助言・立会いを求めることができます。

■ 行政への相談

保育行政に関するご意見は、下記へご連絡ください。

廿日市市健康福祉部こども課 保育係

廿日市市新宮一丁目13番1号 TEL：30-9154



保育料・副食費

認定区分等	学年	保育料	給食費（副食費） ※おかず、おやつなど
2号認定	3 ～ 5歳児クラス	無償化対象	4,500円/月
3号認定	0 ～ 2歳児クラス	基準表に基づく	不要 (保育料に含まれるため)

- 保育料は、入園時のほか、毎年4月と9月に保育料を決定し、「保育料決定通知書」をお送りいたします。
- 保育料は、子どもの年齢と、それぞれのご家庭の保護者の市民税所得割額（税額控除（調整控除を除く）を適用する前の税金）により決定します。
- 4～8月は前年度の所得税額で算出し、9月以降は当該年度の所得税額で再計算します。
- 詳しい保育料の額は、別途「保育料決定通知書」でお知らせします。
- 保育料についてはご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

廿日市市 こども課保育係 TEL 0829-30-9154



保育料等の未納について

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。
以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

- 納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

- 基本保育料・延長保育料等・副食費の未納分

(2) 児童手当からの徴収

- 児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てることをお願いしています。
- 児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

- 基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

- 未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。
- 児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されません。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

- 督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。



入園後の変更手続き

在園中に下記のような状況になった場合には、各種変更届等を保育園へ提出する手続きが必要です。支給認定内容に変更が生じたときは、保育時間や保育料にも変更が生じる場合があります。変更は、提出いただいた翌月からの適用になりますので、状況が変わった場合は早急にご手続きをお願いします。

変更等の手続き

以下の変更や変更の希望がある場合は、速やかに保育園へ「子どものための教育・保育給付認定変更申請書（以下、変更届）」と必要な添付書類をご提出ください。

- ・ 入園後に住所や勤務先、勤務時間、家族構成等に変更があった場合
- ・ 育児休業を取得または終了した場合
- ・ 保育必要量の変更（保育標準時間から保育短時間への変更など）を希望する場合
- ・ 保育必要量の変更等に伴う保育料の変更は、原則、事実発生日または変更届の提出日のいずれか遅い方の翌月1日（1日の場合は当月から）から適用となります。

※ 妊娠や産休の場合は、実際の保育時間や緊急の際の連絡先等が変わる場合がありますので、保育園へ必ずご連絡ください。

転園するとき

- ・ 転園を希望する方は、転園希望月の前月の10日までに「保育園転園届」を在園している保育園へご提出ください。
- ・ 転園が決定すると、在園している保育園は退園となり、いかなる理由があっても戻ることはできません。
- ・ 転園日は転園月の1日からになります。
- ・ 転園申込は年度ごとに必要です。

退園について

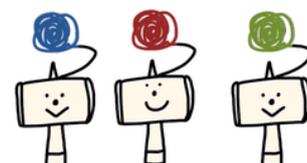
廿日市市外に転出場合や、子どもの保護者が、保育の必要性の理由がなくなった場合など、長期にわたり保育施設の利用がなくなる場合は、在籍している保育園に「退園届」の提出が必要です。登園されなくても退園届の提出がなければ保育料が発生します。

- ・ 保育の必要性の理由がなくなった場合、または認定期間（認定証に記載）が満了となった場合は、退園となります。（3号認定の期間が満了となった場合は、自動的に2号認定に更新します。）
- ・ 1カ月間連続して欠席した場合、家庭保育ができるものとして退園となる場合があります。長期で欠席が見込まれるときは、保育園に必ず相談してください。通園の有無にかかわらず保育料がかかります。
- ・ 市外に転出する場合は、原則、転出日の属する月の末日までしか在園できません。その後も継続して利用を希望する場合は、一定条件があり、かつ転出先の市区町村での広域利用申込みが必要です。
- ・ 求職中の期間が3か月以上経過した場合、再度入園調整対象となり、退園していただく場合があります。

廿日市市立保育園一覽表

保育園名	所在地	電話番号	0歳	延長	警戒レベル4による休園
佐方保育園	城内3-5-16	32-5603	×	○	—
平良保育園	平良1-21-8	32-7521	○	○	浸水害 レベル4
原保育園	原967	38-1616	×	×	土砂災害 レベル4
宮内保育園	宮内1508-2	39-1636	○	○	浸水害 レベル4
宮園保育園	宮園1-1	38-3205	○	○	—
地御前保育園	地御前4-4-30	36-3262	○	×	—
阿品台東保育園	阿品台東3-37	39-6111	×	○	—
阿品台西保育園	阿品台西6-63	39-4031	○	×	—
友和保育園	友和30-1	74-0672	○	○	土砂災害 レベル4
津田保育園	津田4160-1	72-0939	○	○	—
吉和保育園	吉和1513	77-2460	○	×	—
深江保育園	深江2-11-25	56-0356	○	○	—
池田保育園	物見西3-7-10	55-2018	○	×	—
いもせ保育園	大野原2-10-3	55-2009	○	○	浸水害 レベル4
梅原保育園	梅原2-5-12	54-1558	○	×	—

※ 障がい児保育事業は15園いずれの保育園でも実施しています。



入園後の生活や子育てに役立つ情報を掲載しています。

廿日市市子育て支援サイト

はっいく をぜひご活用ください！

<p>子育てのイベント、イベントがあります。</p>  <p>母子手帳</p> <p>妊娠・出産</p>	 <p>検診・予防接種</p>	<p>あなたとお子さんのために使える制度、まとめました。</p>  <p>手当・助成金</p>
	<p>廿日市市子育て支援サイト はっいく</p> 	 <p>こどもが主役のまち はっかいち</p>
 <p>預ける</p> <p>保育園も、幼稚園も、病児保育も。 あなたの♡頼れる場所♡を探せます</p>	 <p>でかける</p>	<p>あなたらしく 過ごす毎日のために</p>  <p>相談</p>

子育てを通じて地域とつながり、親子の時間を深められる廿日市市。
はっいく は、その入り口として、
安心・便利・楽しい子育てをサポートします。

こどもが主役のまち
はっかいち

廿日市市健康福祉部 こども課
〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号
山崎本社みんなのあいプラザ <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/site/kosodate/>



令和8年（2026）年3月改定